

# バングラデシュ 進出企業の 法務上の留意点

弁護士・公認不正検査士  
中山達樹

はじめに

日系企業のアジア投資は、「Go West」(西漸運動)の様相を呈している。ベトナムやタイへの投資ブームが一段落し、新たな「フロンティア」を求めて、より西に位置するミャンマーやスリランカへの投資も盛んになってきた。昨年夏的首都ダッカのテロで有名になってしまったバングラデシュも、このGo Westの流れに沿っている。

バングラデシュの概況をおさらいしよう。東パキスタン時代を経て、独立は新しく、一九七一年。日本の約三分の一の面積に、世界七位の人口約一・七億人がひしめいているため、人口密度は、世界最大である(一〇八四人/平方キロメートル、都市国家を除く)。この人口密度のためか、バスの乗客は車内には入り切らず、屋根にまで登って移動する。危険ではあるが、背に腹は代えられないのだろう。公用語はベンガル語である。

世界最貧国として知られ、一人当たり年間GDP一二一一米ドル(注1)は、カンボジア(一一五八米ドル)と同レベル。なお、筆者が現地弁護士から見聞したところによると、弁護士は初任給も、月額

で僅か二万円程度である(時間制報酬ではなく)。

多産で知られるイスラム教が国教であるものの、出生率は、一人当たり二・二人とそれほど高くない。国民の平均年齢は二六・三歳であり、日本の四六・九歳より二〇歳も若い(注2)。

ちなみに、国歌の作詞者は、アジア人で初めてノーベル賞を受賞した、ノーベル文学賞受賞者ターゴール。

バングラデシュの国旗が、日本の日の丸と色違いという点はよく知られているが、バングラデシュ国旗の丸は、中央からやや左にずれている。

## 1 進出基本データ

バングラデシュのGDP成長率は、年率六・四%。バングラデシュ進出を考える企業は、安い労働力に期待した縫製業等の労働集約産業が多数を占めると思われる。

世界銀行のDoing Businessランキングは、一七六位。最も「ビジネスがしにくい」国の一つである。進出日系企業は二四〇社で、在留

## 2 インフラ

バングラデシュにおいては、データには表れにくい「インフラの脆弱さ」は、相当程度覚悟しておくべきと思われる。

例えば、ダッカの交通渋滞は、アジア最悪と悪名高きジャカルタのさらに上をいき、「世界最悪」ともいわれる。実際、ダッカの国際空港の車寄せは、「国の玄関」であるにもかかわらず、一〇数台程度しか車を停車できないという貧弱さである。車で空港を出てから僅か数百メートル足らずで渋滞にかかり、三〇分程度まったく車が動かなくなることもあるのは辟易させられる。

また、ダッカでは至るところで下水工事をしているため、下水(汚物)の強烈な「臭い」を日々の生活の中で感じる。そのため、繊細な人のバングラデシュへの赴任は厳しいのでは…と感じることもある。地下鉄等の公共交通機関は発達しておらず、いわゆる流しのタクシーをみつけることすら、極めて稀である。電力不足のため、停電も多い。

## 3 外資規制と進出形態

以下のとおり、バングラデシュの外資規制自体が、他国と比べて顕著に厳しいというわけではない。しかしながら、当局や担当弁護士・コンサルタントのレベルが低く、不条理な抵抗に遭ったり、思った以上に進出諸手続に手間取ったりすることも多い。

日系企業のアンケートによれば、バングラデシュにおいて経営上、最も問題なのは「原材料・部品の現地調達難しさ」。その次に問題とされるのは「従業員の質」で、「通関等諸手続の煩雑さ」がこれに続く。コンテナ輸送費がASEAN諸国と比べて高いのもデメリットといえよう。なお、時差は日本と三時間であり、日本からの直行便はない。

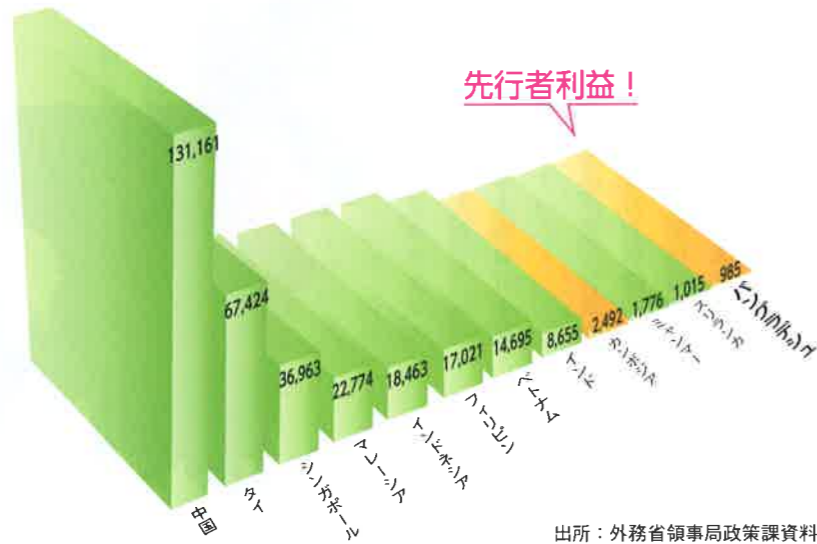
(注1) 世界銀行、名目。  
(注2) CIA。

邦人数は、九八五人(外務省登録)。これは、他のアジア諸国に比べると、一〇分の一以下。それだけ「未開」な国といえるが、一方、だからこそ、「先行者利益」が期待できるともいえる。

日本車が九割程度を占めることに代表されるように、バングラデシュは親日国である。良好な対日感情を利用したビジネスの展開が望まれる。マイクロファイナンスを展開してノーベル平和賞を受賞したユヌス氏とグラミン銀行に代表されるように、貧困層を対象としたBOPビジネスが盛んな国でもある。

項目	留意点
インフラ	停電やストライキ
外資規制	比較的緩やか
ガバナンス	大きな特徴なし
労務	イスラム教徒特有の難しさ/解雇規制は緩やか
汚職・腐敗	国内法はともかく、海外法にも注意
競争法	国内法はともかく、海外法にも注意
紛争解決	裁判はとて長期
BCP	リスク大

図表 アジア圏における在留邦人数



## (1) 外資規制

総じて、緩やかな外資規制といえる。例えば、小売業を含めて、外資一〇〇%での出資が可能であり、また、金融業以外の業種は、最低払込資本金の制限はない。

ただ、小売業やサービス業は、投資庁の個別審査が必要となるなど、途上国特有の、当局による裁量に左右される危険性はある。

このような「法的な規制」のみならず、当局や現地担当者の「実務レベル」の低さから、思わぬストレスを抱えることが多いのが実情である。

## (2) 進出形態

前記のような緩い外資規制であるため、支店等による進出ではなく、現地法人を合併等により設立することが一般といえる。買収・M&Aの対象となるような魅力のある現地企業はほとんどないようである。

なお、非公開会社では、最低二名の株主が必要となる。

## (3) 土地所有

土地規制も緩やかであり、外国資本であっても、個人ではなく法



人形態であればバングラデシュの土地を所有できる(ただし、輸出加工区や、大規模な土地所有を除く)。

なお、土地の相続に起因して、地権者が数十人・数百人単位で発生し、その権利関係の整理に多大な時間とストレスを要するという話もよく耳にするところである。

## (4) 経済特区

バングラデシュでは、計八つの輸出加工区(E P Z = Export Processing Zone)において投資奨励策がとられている。しかしながら、これらの加工区は飽和状態であり、十分な空きがないとされている。

現在、この加工区とは別に、特別経済区(SEZ = Special Economic Zone)を開発中である。

(注3)「2016年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」(日本貿易振興機構)。

## 4 ガバナンス

以下のとおり、バングラデシュにおける株式会社のガバナンス体制には、顕著な特徴があるわけではなく、アジア諸国一般の規制に従っているといえる。

### (1) コモンロー

旧英植民地であるため、いわゆる大陸法ではなく判例法(コモンロー)制度を採用している。そのため大陸法の日本と異なり、契約の成立要件として対価関係(consideration、約因)が必要となる。

つまり、バングラデシュにおける契約は「双務的」でなければならず、いわゆる「一筆書かせて」片務的に相手方に義務のみを負わせる形態の書面は、契約としては成立しない。これはコモンロー諸国一般の留意点であり、特に、退職社員に退職後も競業禁止義務を負わせたい場合によく問題になる。

### (2) 取締役

会社の取締役の最低人数は二人である。取締役の国籍・居住要件はないため、日本に居住する日本

人が、そのままバングラデシュの会社の取締役にすることができる。

### (3) 監査役

日本のように業務監査を行う監査役ではなく、会計監査を行う有資格の会計監査人(auditor)が必要である。

### (4) 会社秘書役

日本にはない機関として、総務的な仕事を担う有資格の会社秘書役(Company Secretary)を設置することが多い。

### (5) 株主総会の決議方法

多くのアジア諸国同様、「一議決権」ではなく、「頭数」による挙手が原則とされる。日本から出資する場合、出席者の数により決議が支配されることは極力防ぐべきであるから、あらかじめ現地会社の定款において「一株一議決権」を定めておくべきである。これにより、持株比率で多数を占めておけば、株主総会でも支配権を確保することができる。

### (6) 株主総会の特別決議

取締役・監査役の解任、定款変

決が望まれることも多い。

### (5) 現地人雇用義務

途上国特有の現地人雇用義務がある。すなわち、製造業では、外国人一人につき二〇人以上、商業分野では外国人一人につき五人以上のバングラデシュ人を雇用する義務がある。

### (6) 改正法その他近年の動き

輸出加工区(E P Z)の労働者に適用される労災補償等の特別法が現在国会に提出中であるため、同加工区に関連する事業者は本法の成立動向に注意を要する。

## 6 汚職・腐敗防止

以下のとおり、バングラデシュの腐敗・汚職は、この国における最大の問題の一つである。

### (1) 腐敗データ

トランススペアレンシー・インターナショナルが発表する腐敗認識指数(二〇一六年)では、世界一七六カ国中、バングラデシュは一四五位である。これは、アジア諸

更、減資、解散などの、会社の重要事項を決議する株主総会の特別・特殊決議には、出席株主の「四分の三」以上の賛成が必要である。日本の「三分の二」とは異なることに注意を要する。つまり、資本的に会社の支配権を確保したいのであれば、七五%以上の株式を保有しておかねばならない。

## 5 労務

以下のとおり、バングラデシュの労務には、人件費が安く、解雇規制が緩やかというメリットがある反面、途上国特有のリスクがあるという特徴がある。

### (1) 給与

バングラデシュにおける製造業の作業員(最も賃金レベルが低い従業員)の月額平均給料は、一一米ドルである。タイ、マレーシア、インドネシア等の約三分の一である(注3)。

ただ、このような途上国では、安価な労働力と引き換えに、電力不足を補う自家発電コストと、低い労働生産性を覚悟しなければなら

ない。そのため、廉価な労働力のみを期待して出資を判断することは危険である。

人件費の年間上昇率は九・二%(製造業は一〇%)であり、これは七～八年で人件費が二倍になることを意味している。このように人件費が高騰している国では、ベトナム・インド・インドネシアのように、ストライキも多いのが特徴である。

### (2) ゼネラル・ストライキ

バングラデシュにおける労働組合の組織率は数%であり、高いとはいえない。ただ、人件費の高騰を受けて、ストライキ等の労働紛争の危険は漸増している。

バングラデシュ特有のカントリーリスクとして挙げられるのが、「ハルタル」と呼ばれるゼネラル・ストライキである。これは、野党主導の政治的ストライキであり、ときには、投石、放火や爆破などの集団的破壊運動にまで発展する。このストライキ期間中は、運輸等の交通インフラも途絶するので、経済活動も停止してしまう。

(3) 労働生産性・低い識字率  
労働生産性に直結する識字率は、五六%とかなり低い。ASEAN諸国の識字率は、カンボジアの七六%を除き、軒並み九〇%を超えていることからすると、バングラデシュの識字率の低さは、この国の最大の特徴の一つといえる。

(4) 解雇規制  
多くのアジア諸国と異なる顕著な特徴として、シンガポール同様、解雇に正当事由は不要である。つまり、勤続一年当たり一カ月分の解雇手当を支払うことによつて、労働者を「理由なく」解雇できる。これは進出企業にとつての大きなメリットといえる。

もつとも、日本やシンガポールと異なり、解雇や離職の場合に、勤続年数に応じた法定の離職手当を支払う必要がある。これは、他のアジア諸国と同様の特徴といえる。

バングラデシュのような途上国では、「勤続一年当たり一カ月分」などの法定の解雇手当のみならず、それを上回るプラスアルファの費用を気前よく支払つて、労働紛争を未然に回避するという柔軟な解

国の中ではミャンマーの一三六位を下回り、カンボジアの一五六位を僅かに上回る程度である。つまり最も腐敗が進んだ国といえる。

## (2) 国内法

実際、一九四七年に制定された腐敗防止法があるものの、同法に基づく厳しい取締りが行われていないとはいえない。文字どおり「腐敗まみれ」の中で、どのようにコンプライアンスを遵守しつつビジネスを進めるかは、机上の空論ではなく、現場での柔軟かつ臨機応変な知恵と工夫が要求されるといえる。

## (3) 国外法の域外適用

贈賄については、バングラデシュ国内法のみならず、米ドルを用いた決済等を理由として、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)が管轄を有するとして域外適用されるおそれもある。

また、日本人であれば、日本の不正競争防止法に基づく海外公務員に対する贈賄は、贈賄地が日本の国内外であるかを問わずに処罰対象となる。そのため、バングラデシュにおける贈賄については、

バングラデシュ法のみならず、日本法や米国法(場合によっては英国法等)も視野に入れておく必要がある。

## 7 競争法(独占禁止法)

以下のとおり、バングラデシュにおいては、国内の競争法のみならず、他国の競争法・独占禁止法についても留意が必要である。

### (1) 国内法

二〇一二年制定の競争法、および、執行機関としての競争委員会(Bangladesh Competition Commission)が存在している。ただ、これらもほとんど名目的なものにすぎず、カルテル等に対して実効的な取締りをしていないとまではいえない。

敗戦直後の日本がそうであったように、バングラデシュのような発展途上国では、国際競争力を獲得するために、むしろ国内産業が結託して財閥化・寡占化する必要性も否定できず、そう考えると、バングラデシュ競争法の適用がすぐに活発になるであろうことは、



現実的には期待できない。

### (2) 国外法の域外適用

ただ、競争法の分野で注意しなければならぬのは、国外法の域外適用である。すなわち、競争法における管轄については、「違反行為を犯した地理的な場所・国」を基準に考えるのではなく、「違反行為の効果が及んだ国」を基準に考えることが多い(これを効果主義という)。

そのため、例えばバングラデシュでカルテルが行われた場合、そのカルテルの「効果」がバングラ

デシュ国内にとどまらず、日本や米国に及んだときには、日本の独占禁止法や米国の反トラスト法が適用され得る(いわゆる域外適用)。したがって、競争法については、バングラデシュ国内法のみならず、他国の競争法・独占禁止法についても、ある程度の知識を押さえておく必要がある。

## 8 紛争解決

以下のとおり、バングラデシュにおいては、国内裁判も国内仲裁も、その公平性・迅速性に期待することはできない。コストのかかる国際仲裁は利用しないということであれば、いかに「裁判・仲裁以外の解決」により紛争を防ぐかが重要になってくる。

### (1) 裁判

隣国のインド同様、バングラデシュ国内の裁判は判決まで極めて長期間を要する。誇張ではなく「一〇年戦争」と覚悟した方がよいであろう。これは、裁判官の数に比べて裁判件数が天文学的に多すぎるためである。Justice delayed is

justice denied (遅延した裁判では正義は実現できない)という標語があるが、バングラデシュにおける裁判は、まさにこの標語のとおりである。

アジア諸国では、どこでも「公平」な解決すなわち「正義」の実現を裁判に期待すべきではない。これはバングラデシュでも例外ではない。裁判の公平性については、そもそも日系企業の国内裁判の事例が多いため、具体的な事例等の詳細な情報は少ないものの、他国同様、期待すべきではない。

## (2) 仲裁

一方、仲裁については、他国同様、バングラデシュがニューヨーク条約に加盟しているため、日本その他国における仲裁を、バングラデシュ国内で執行できる可能性がある。

仲裁機関としては、バングラデシュ国内にも国際仲裁センターがあるものの、仲裁人のレベルや手続きの進行等に期待をすることは難しいので、シンガポール等の中立国における仲裁を利用する方が安全といえる。

## 9 BCP

昨今、海外投資におけるリスクのうち、緊急事態発生時の対応につき、特にBCP(Business Continuity Plan=事業継続計画)として取り上げる企業も増えている。これらのリスクを、以下の三つに分けて考えると、やはり、バングラデシュのリスクはかなり大きいといわざるを得ない。

### (1) カントリーリスク

昨年のテロに象徴されるように、国教がイスラム教であることに起

因するバングラデシュのカントリーリスクは高いといえる。

社会情勢をみても、野党による反政府運動が盛んであり、それが破壊的暴動にまで発展するリスクも理解しておくべきである。

### (2) オペレーションリスク

前述したインフラの脆弱さ、特に頻繁な停電その他ゼネラル・ストライキの発生等により、日々のオペレーションが停止してしまうリスクは十分に覚悟しておくべきであろう。

また、日本企業および日本人からみた場合、「イスラム教徒」の価値観(勤労意欲が低く家族本位であること等)ゆえに、例えば他国の仏教徒に比べて労働管理がしにくいと感じることも多いようである。

### (3) セキュリティリスク

テロのみならず、洪水やサイクロンが毎年のようにバングラデシュを襲っている。国土の半分以上が海抜七メートル以下であるため、サイクロンに起因した高潮が発生すると、多くの住民が避難を強いられる。

## まとめ

以上のとおり、バングラデシュのインフラや人材難は厳しい状況にあるものの、法的規制自体が他国と比べて厳しいとはいえず、むしろ、より開かれた環境にあるといえる。

また、恵まれていない環境だからこそ、先行者利益を獲得するチャンスはより大きく広がっているともいえる。チャレンジ精神の旺盛な日本企業の進出が望まれるところである。

なかやま・たつき

東京大学法学部、シンガポール国立大学法学部ロースクール卒業。シンギュラリティ大学エグゼクティブ・プログラム修了。三宅・山崎法律事務所、Drew & Napier 法律事務所等を経て、現在は中山国際法律事務所の代表弁護士・国際化支援アドバイザー・公認不正検査士。主要著書に「アジア労働法の実務 Q&A」(商事法務、共著)等。海外進出およびグローバル・コンプライアンスに関する講演多数。環太平洋法曹協会(Inter-Pacific Bar Association)にて要職を歴任。

